

平成22年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 平成22年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第21号 平成21年度鳥取県一般会計補正予算
- 議案第22号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算
- 議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算
- 議案第24号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

議案第25号 同 鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

議案第26号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算

議案第27号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

議案第28号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算

議案第29号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算

議案第30号 同 鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

議案第31号 同 鳥取県営埋立事業会計補正予算

議案第32号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算

議案第33号 県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例の設定について

(県民室) → (県民課)

県の事務に対する暴力団の関与を排除し、県の事務が暴力団等の資金獲得活動に利用されること等を防止するため、関係する条例について所要の改正を行うものである。

(概要)

①鳥取県個人情報保護条例の一部改正

- ・県の事務への暴力団等の関与を排除し、又は予防することを目的とするときは、個人情報を本人以外のものから収集し、又は個人情報取扱事務登録簿に登録された目的以外の目的のために利用し、若しくは提供することができることとする。

②以下に掲げる条例について、暴力団の利益になると認められるときは、施設の利用の許可等をしていないことができることとする等、公の施設の不適切な利用等を制限するための所要の改正を行うものである。

- ・鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県都市公園条例
- ・鳥取県立農業大学の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県港湾管理条例
- ・鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例
- ・鳥取県営企業の設置等に関する条例

[平成22年4月1日施行]

議案第34号 鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の設定について（文化財課）

魏志倭人伝に描かれた弥生の国邑を彷彿させる国内最大級の弥生時代集落である妻木晩田遺跡を県民の誇るべき歴史遺産として次世代に確実に引き継ぐとともに、遺跡の魅力を県内外に発信し、遺跡の適切な保存活用を図り、もって県民の文化的向上に資するため、鳥取県立むきばんだ史跡公園を設置するものである。

（概要）

①施設等

- ・ガイダンス施設、埋蔵文化財研究棟、屋外展示施設、その他遺跡の適切な保存及び活用を促進するために必要な施設
- ・史跡公園に所長その他の所要の職員を配置

②利用時間及び利用休止日

- ・利用時間：午前9時から午後5時まで（7月1日から8月31日までの間にあつては、午前9時から午後7時まで）
- ・休館日：毎月第4月曜日（その日が休日である場合は、その直後の休日でない日）、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

③使用料

- ・使用料：体験学習室1 使用1時間につき400円（暖房又は冷房を使用したときにあつては、500円）
体験学習室2 使用1時間につき260円（暖房又は冷房を使用したときにあつては、325円）
屋外展示施設 使用面積100平方メートル1日につき300円
- ・使用料の減免：学校等、国・地方公共団体、災害等で使用するときには免除、史跡公園の活用に資する効果が特に高いときは免除又は減額2分の1

④利用者に対する行為の制限その他の必要な事項を定める

[平成22年4月1日施行]

議案第35号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課）

基金のさらなる活用を図るため、対象事業を拡大し、又は充実させること等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

①鳥取県ジゲおこし推進基金の名称及び設置目的を次のとおり改める。

区分	現 行	改 正 後
名 称	鳥取県ジゲおこし推進基金	鳥取力創造運動推進基金
設置目的	市町村との連携を図りつつ、地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。	県民、特定非営利活動法人、事業者、市町村、県等の多様な主体が連携し、共に地域の特性を生かした魅力ある地域づくりを推進し、もって地域の振興に資すること。

- ②鳥取県森林整備担い手育成基金について、運用益金として積み立てられた額であつて現に存するものの合計額に相当する額の範囲内において、当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとする。
- ③鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金の目的として、住宅の確保等により離職者等を支援して、これらの者の生活の安定を図ることを加え、処分事由として、離職者等の住宅の確保、就労支援・相談支援体制の充実を図る事業に必要な経費の財源に充てることを加える。
- ④平成21年度末までに設置目的に係る事業を完了することから、鳥取県地域活性化・生活対策臨時基金を廃止する。

[平成22年4月1日施行 ほか]

議案第36号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について（人事・評価室）→（人事企画課）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正等を踏まえ、急速な少子化に対応し、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、配偶者が育児休業をしている場合についても、育児休業等の承認の請求を可能とする等、所要の改正を行うものである。

（概要）

①職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- ・配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を請求することができるものとする。
- ・子の出生の日から8週間以内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができるものとする。

②職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- ・3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務をしないことを承認しなければならないこととする。

③県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（②に準じた改正を行う）

[国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行 ほか]

議案第37号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

（人事・評価室）→（人事企画課）

財団法人鳥取県体育協会に職員を派遣することができることとする等、所要の改正を行うものである。

[平成22年4月1日施行 ほか]

議案第38号 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について（給与室）→（人事企画課）

知事等の給与に関する有識者会議の意見を踏まえ、給与の額が月額で定められている知事等特別職の職員が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、給与を支給しないことができることとするとともに、一部の特別職の職員の報酬を月額から日額に改めるものである。

（概要）

- ①給与の額が月額で定められている知事等特別職の職員が、1月を通じて職務を執行できない状態であった場合は、当該月の給与を支給しないことができることとする。
- ②選挙管理委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の委員の報酬を次のとおり日額（現行 月額）に改めるとともに、男女共同参画推進員の報酬を次のとおり改める。

区 分		報酬の額	
		現 行	改 正 後
選挙管理委員会の委員	委員長	月額 144,000 円	日額 26,000 円
	委員	月額 114,000 円	日額 22,000 円
収用委員会の委員	会長	月額 99,000 円	日額 26,000 円
	委員	月額 81,000 円	日額 22,000 円
海区漁業調整委員会の委員	会長	月額 44,000 円	日額 17,000 円
	委員	月額 37,000 円	日額 15,000 円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額 31,000 円	日額 17,000 円
	委員	月額 28,000 円	日額 15,000 円
鳥取県男女共同参画推進員		日額 18,000 円	日額 15,000 円

[平成22年4月1日施行]

議案第39号 鳥取県職員定数条例の一部改正について（業務効率化室）→（業務効率推進課）

平成22年度の組織改正に伴い、職員定数の見直しを行うものである。

（概要）

- ・知事部局 19人減
- ・学校職員 95人減 ほか

[平成22年4月1日施行]

議案第40号 鳥取県行政組織条例の一部改正について（業務効率化室）→（業務効率推進課）

県政全般の統轄・推進機能の強化を図るため、知事の直近下位の内部組織として「統轄監」を設置する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①知事の直近下位の内部組織として統轄監を設置し、所掌の業務を次のとおりとする。
 - ・県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関する事項
 - ・行政運営の総合調整に関する事項（現行 総務部の所掌事務）
 - ・広報に関する事項（現行 企画部の所掌事務）
- ②商工労働部の所掌事務に環境産業の振興に関する事項を加える。
- ③その他所要の規定の整備を行う。

[平成22年4月1日施行]

議案第41号 鳥取県財産評価審議会設置条例の一部改正について（財源確保室）→（財源確保推進課）

県有財産の評価に係る業務の効率化を図るため、財産評価審議会に対する知事の諮問事項を見直すものである。

（概要）

県有財産の売却等を行う際に、知事が財産評価審議会に対して行う諮問事項を以下のとおり見直す。

- 現行
- ・一件見積価格1,500万円以上の土地及び建物の購入又は一件見積価格600万円以上の土地及び建物の売払い及び交換
 - ・一件5,000平方メートル以上の土地及び一件延べ面積2,500平方メートルの建物の購入又は一件2,500平方メートル以上の土地及び一件延べ面積1,300平方メートル以上の建物の売払い及び交換
 - ・上記のほか、特に知事が必要と認める事項

↓

- 改正後
- ・一件見積価格7,000万円以上の土地、建物並びに土地及び建物の購入、売払い又は交換
 - ・一件20,000平方メートル以上の土地の購入、売払い又は交換
 - ・上記のほか、一般の取引価格の形成への影響が大きいと知事が認める土地又は建物の購入、売払い又は交換その他知事が必要と認める事項

[平成22年4月1日施行]

議案第42号 鳥取県自治研修所運営審議会設置条例の一部改正について

（自治研修所）→（職員人材開発センター）

平成22年度の組織改正により、鳥取県自治研修所を鳥取県職員人材開発センターに改称することに伴い、所要の改正を行うものである。

[平成22年4月1日施行]

議案第43号 鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正について（青少年・文教課）

私立高等学校等の校舎等の耐震改修や、老朽化した校舎等の大規模な修繕を引き続き支援する必要があるため、平成22年3月31日となっている条例の失効期限を平成27年3月31日まで5年間延長するものである。

[公布施行]

議案第44号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について（自治振興課）

住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、より住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大しようとするものである。

(概要)

区分	移譲する事務	移譲する市町村
新設	旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理及び交付等の事務	日南町、日野町、江府町
	母子及び寡婦福祉法施行令の施行のための鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則に基づく事務のうち、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の申請書の受理及び交付決定通知書の交付等の事務	各市町村
	鳥取県地球温暖化対策条例に基づく事務のうち、建築主から提出される環境配慮計画の受理、建築主に対する建築物の温室効果ガスの排出の抑制のために必要な措置に係る指導等の事務	鳥取市、米子市、倉吉市 (特定行政庁)
	浄化槽法に基づく事務のうち、浄化槽の設置の届出の受理、検査結果等各種報告書の受理、浄化槽管理者等に対する指導及び助言等の事務	倉吉市、岩美町、湯梨浜町、琴浦町、日野町
改正	自然公園法施行令に基づく事務のうち、国定公園に係る工作物の設置許可申請の受理等の事務については、自然公園法に基づく事務とする	各市町村

[平成22年4月1日施行ほか]

議案第45号 鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について（福祉保健課）

日吉津村、日南町及び江府町が福祉事務所を設置することに伴い、これらの地域を西部福祉事務所及び日野福祉事務所の所管区域（社会福祉法に基づく事務に係るものに限る。）から除外するものである。

[平成22年4月1日施行]

議案第46号 鳥取県魚介類行商条例の一部改正について（くらしの安心推進課）

食品の安全性確保の観点から、食品衛生法等による規制が及んでいない魚介類の行商による販売形態に対する規制を引き続き行う必要があるため、平成22年3月31日となっている条例の失効期限を廃止し、期限を設けないこととするものである。

[公布施行]

議案第47号 鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について（くらしの安心推進課）

昨今の食品による広域健康被害発生事案に鑑み、消費者の健康被害の早期探知及び拡大防止を図るため、食品等事業者が消費者から健康被害等に関する食品危害情報を受けた際に、県へ速やかな報告を行うことを義務付ける等、所要の改正を行うものである。

[平成22年4月1日施行 ほか]

議案第48号 鳥取県暴走族根絶条例の一部改正について（くらしの安心推進課）

暴走族の根絶の推進を引き続き図るため、条例の失効期限を廃止する等、所要の改正を行うものである。

(概要)

①暴走行為の定義に、道路交通法が及ばない道路以外の公共の場所（公園・広場・ふ頭等）における自動車等の急発進等の行為を加える。

②条例の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。

[公布施行]

議案第49号 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

(公園自然課) → (くらしの安心推進課)

県が収容等を行った所有者の判明しない犬、ねこを所有者に返還する際徴収している費用について、現金の扱いを少なくし現金の亡失等の事故を防ぐため、手数料として証紙による徴収を行うよう、所要の改正を行うものである。

(概要)

事務の区分	手数料の額
所有者未判明として引き取られた犬若しくはねこ、疾病にかかり、若しくは負傷しているものとして収容された犬、ねこ等若しくは犬、ねこ等の死体又は収容された野犬等の返還	1頭、1匹、又は1羽につき3,000円に当該返還の申請に係る収容犬等を保管した日数に300円を乗じて得た額を加算した額

[平成22年4月1日施行]

議案第50号 鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部改正について（住宅政策課）

現在知事が定める要綱に基づいて行っている環境への配慮に係る性能に関する評価が高い木造住宅に対する助成等について、この条例に基づく助成に一本化するとともに、引き続き県産材の需要拡大及び地場産業の振興を図るため、条例の失効期限を延長する等、所要の改正を行うものである。

（概要）

①県産材活用住宅の建設等に対する助成に係る補助金の額の改定

- ・県産材の使用に対する助成（平成22年度予算に係るもの限る。）について、助成額及び補助金の限度額を以下のとおり引上げる。

助成額：現行 使用量に2万円を乗じて得た額 → 改正後 使用量に2万5,000円を乗じて得た額

補助金の限度額：現行 40万円 → 改正後 50万円

- ・伝統技術活用住宅：15万円、環境配慮住宅：7万円の加算措置を設ける。
- ・JAS製材に係る助成額及び補助金の限度額を以下のとおり引き下げる。

助成額：現行 使用量に1万円を乗じて得た額 → 改正後 使用量に9,000円を乗じて得た額

補助金の限度額：現行 20万円 → 改正後 18万円

②県産材を活用した住宅の増築等に対する助成の制度を設ける。

- ・県産材の使用量に2万円（平成22年度においては2万5,000円）を乗じて得た額（限度額20万円（平成22年度においては25万円））
- ・JAS製材の使用量に9,000円を乗じて得た額（限度額9万円）

③条例の失効期限を平成25年3月31日（現行 平成22年3月31日）まで3年間延長する。

[平成22年4月1日施行]

議案第51号 鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について（産業振興総室）

県内における企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって県内の経済の活性化に資するため、企業立地事業の助成について拡充等所要の改正を行うものである。

（概要）

①製造業に係る補助限度額を以下のとおり改正する。

現 行		改 正 後	
補助要件（最大）	補助限度額	補助要件	補助限度額
投下固定資産額 20 億円超 雇用増 30 人以上	10 億円	投下固定資産額 20 億円超 雇用増 30 人以上	10 億円
		投下固定資産額 70 億円超 雇用増 50 人以上	20 億円
		投下固定資産額 140 億円超 雇用増 100 人以上	30 億円 （上限）

②知事が認めるものに対する額の加算について、その対象に「鳥取県経済成長戦略」の「戦略的推進分野に関する事業」を追加（現行 先進的な技術若しくは県内の資源を活用する事業又は著しい雇用の増加を伴う事業）し、限度額を10億円（現行 2億円）とする。

③企業立地事業補助金の合計額が10億円を超える場合は、1年間につき10億円を限度とし、分割して交付する。

[公布施行]

議案第52号 鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例の一部改正について（県土総務課）

入札制度の恣意的な運用の防止及び公平性の確保を引き続き十分に図るため、平成22年3月31日となっている条例の失効期限を廃止し、期限を設けないこととするものである。

[公布施行]

議案第53号 鳥取県警察職員定員条例の一部改正について（警察本部会計課）

警察法施行令の一部改正に伴い、地方警察職員たる警察官の定員を改めるとともに、新たな治安情勢や大規模行事への対応等と今後の退職者増の状況を勘案し、期間を限って警察官の定員を増員するものである。

（概要）

- ①政令に基づく警察官の定員増員 現行 1,190人 → 改正後 1,193人（+3人）
- ②平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、警察官を10人増員
- ③平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、警察官を5人増員

[平成22年4月1日施行]

議案第54号 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について（高等学校課）

受益と負担の公平の確保を図るため、県立高等学校の専攻科以外の課程における授業料の額を上げるとともに、地方公共団体の設置する高等学校における授業料を原則として不徴収とする法律が制定されることに伴い、授業料の徴収に関する規定について、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ①県立高等学校の授業料の額を次のとおり上げる。

区 分	単 位	金 額	
		現 行	改正後
全日制の課程	1年につき	111,600円	118,800円
定時制の課程	1年につき	31,200円	32,400円
通信制の課程	1単位につき	290円	310円

- ②当分の間、県立高等学校の生徒に対しては、専攻科の生徒等を除き、授業料を徴収しないものとする。

[平成22年4月1日施行]

議案第55号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について（病院局総務課）

厚生病院の診療科の機能強化を踏まえ、病院で標榜する診療科名の改正を行うものである。

（概要）

区 分	診 療 科 名		備 考
	現 行	改 正 後	
鳥取県立厚生病院	—	消化器内科	新設
	神経内科	脳神経内科	名称変更

[平成22年4月1日施行]

議案第56号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部改正について（病院局総務課）

医師、医療技術員等の増員を行い、診療機能の充実強化を図るため、病院局の職員の定数を改めるものである。

（概要）

現行 967人 → 改正後 1,001人（+34人）

[平成22年4月1日施行]

議案第57号 工事請負契約（とりぎん文化会館舞台機構設備改修整備業務）の締結について（文化政策課）

工 事 名：とりぎん文化会館舞台機構設備改修整備業務
 工 事 場 所：鳥取市尚徳町101番地5
 契約の相手方：三精輸送機・佐藤総合計画グループ
 契 約 金 額：619,851,750円
 工事完成期限：平成24年2月29日

**議案第58号 工事請負契約（県立米子工業高等学校改築工事（建築A・C工区）の締結について
 の議決の一部変更について（教育環境課）**

設計時の地質調査では確認されなかった岩盤が発見され、杭打機の機種を変更して杭打設を実施することになったことに伴う請負代金額の増額及び工法検討等に期間を要したことに伴う工期延長を行うものである。

（変更内容）

- ・契 約 金 額：現行 1,191,120,000円 → 変更後 1,262,227,050円
- ・工事完成期限：現行 平成22年10月31日 → 変更後 平成23年1月31日

議案第59号 財産を交換し、無償で譲渡し、及び無償で貸し付けること並びに負担付きの贈与を受けることについて（財源確保室）→（財源確保推進課）

相 手 方：倉吉市
 交 換 等 財 産：行政財産

財産の動き	区 分	所在地	種 類	数 量
県→ 倉吉市	交換に供する財産	倉吉市上井字茶屋後口 430 番 ほか 23 筆	土 地	33,829.13 m ²
		倉吉市上井字茶屋後口 430 番 ほか (元倉吉産業高等学校の一部)	建物等	1,514.72 m ²
	無償譲渡に供する財産	倉吉市上井字茶屋後口 430 番 ほか (元倉吉産業高等学校の一部)	建物等	9,296.82 m ²
倉吉市 →県	交換により取得する財産	倉吉市上井字橋ノ下 503 番 1 ほか 35 筆 (倉吉市立河北中学校の一部)	土 地	29,179.64 m ²
		倉吉市上井字橋ノ下 503 番 1 ほか	建物等	254.00 m ²
	負担付贈与を受ける財産	倉吉市上井字橋ノ下 503 番 1 ほか (倉吉市立河北中学校の一部)	建物等	6,962.44 m ²

交換等の理由：倉吉市立河北中学校の建物等が老朽化していること、グラウンドが狭小であることから、教育環境の改善のため、高校再編で廃校となった元倉吉産業高等学校の土地等及び建物等と倉吉市立河北中学校の土地等及び建物等の交換等を行うとともに、倉吉市立河北中学校として使用することとなる元倉吉産業高等学校の改修工事等が終了するまでの間、県が交換等により取得する倉吉市立河北中学校の土地及び建物等を無償で貸し付けようとするものである。

議案第60号 財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について（交通政策課）

相手方：鳥取バスターミナル株式会社

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市東品治町107番2 ほか5筆	土地	2,013.20 m ²

貸付期間：平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

貸付金額：バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該土地に係る国有資産等所在市町村交付金法第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれか高い額

減額貸付理由：バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、当該土地を利用してバスターミナル事業を行う鳥取バスターミナル株式会社に対して、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

議案第61号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県赤十字血液センター用地）について（医療政策課）

相手方：日本赤十字社鳥取県支部

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市江津字西皆竹318番1 ほか1筆	土地	4,110.71 m ²

貸付期間：平成22年4月1日から平成32年3月31日まで

無償貸付理由：献血受入体制の整備を推進するため、当該業務の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第62号 財産を無償で貸し付けること（死亡牛一時保管施設）について（畜産課）

相手方：社団法人鳥取県畜産推進機構

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
東伯郡琴浦町大字松谷字西高野600番8 ほか1筆	土地	1,203.41 m ²
	建物	122.49 m ² （1棟）
	工作物	汚水槽、貯水槽及び水道施設 各一式

貸付期間：平成22年4月1日から平成27年3月31日まで

無償貸付理由：死亡牛一時保管業務を円滑に行うため、当該業務の用に供する施設を、無償で貸し付けるものである。

議案第63号 財産を無償で貸し付けること（吉川経家公銅像設置用地）について

（体育保健課）→（スポーツ健康教育課）

相手方：鳥取市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市東町一丁目326番	土地	72 m ²

貸付期間：平成22年4月1日から平成32年3月31日まで

無償貸付理由：武道を志す者の意欲の高揚を図るとともに、観光の名所とするため、鳥取にゆかりの深い吉川経家公の銅像設置の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第64号 財産を無償で貸し付けること（鳥取市武道館用地）について

（体育保健課）→（スポーツ健康教育課）

相手方：鳥取市
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市東町一丁目 326 番 ほか 1 筆	土地	4,710.60 m ²

貸付期間：平成 22 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

無償貸付理由：武道の普及と競技力向上を図るため、鳥取市武道館の用に供する土地について、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第65号 財産を無償で貸し付けること（米子市営武道館用地）について

（体育保健課）→（スポーツ健康教育課）

相手方：米子市
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市糺町一丁目 202 番 ほか 11 筆	土地	1,366.82 m ²

貸付期間：平成 22 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

無償貸付理由：武道の普及と競技力向上を図るため、米子市武道館の用に供する土地について、引き続き無償で貸し付けるものである。

議案第66号 財産を無償で譲渡すること（旧主要地方道日野溝口線）について（道路企画課）

相手方：日野町
譲渡財産：普通財産

所在地	種類	数量
日野郡日野町下黒坂字井出ノ谷 1,009 番 4 ほか 86 筆	土地	17,738.89 m ²

無償譲渡理由：バイパス整備により旧道となった旧主要地方道日野溝口線の一部を日野町が林道として管理するため、当該区間を無償で譲渡するものである。

議案第67号 工事代金の未払に係る和解について（治山砂防課）

和解の相手方：鳥取市 企業

和解の要旨：県は、工事代金の未払金 92,801 円を和解の相手方に支払う。

概要：平成 19 年度春谷川砂防堰堤工事（2 工区）において、和解の相手方と平成 20 年 5 月に当初契約を、平成 21 年 3 月に変更契約を締結したが、工事代金に県が指示した工事内容の一部が盛り込まれておらず代金の未払が発生したものである。

議案第68号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（病院局総務課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 42,400,000 円を和解の相手方に支払う。

医療過誤の概要：平成 19 年 12 月 17 日、鳥取県立中央病院所属の医師が和解の相手方に対して行った外傷性頸部症候群の治療に起因して、両上肢の痺れ、冷感、筋力低下や腹部及び右大腿が痺れる障がいが残ったものである。

議案第69号 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加及び全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する協議について（財政課）

全国自治宝くじ事務協議会に、新たに相模原市を加えることに伴い、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第70号 天神川流域下水道の管理に要する費用について関係市町が負担すべき金額を定めることについての議決の一部変更について（水・大気環境課）

天神川流域下水道の管理費用について、流域関連市町が負担すべき金額を変更するものである。
(変更内容)

- ・負担すべき金額：排水1立方メートルにつき93円（現行 95円）

議案第71号 県営土地改良事業等の施行に伴う市町村負担金についての議決の一部変更について（耕地課）→（農地・水保全課）

県営土地改良事業等の実施にあたり関係市町村から徴収している負担金について、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①平成22年度より、国が直轄事業負担金の業務取扱費（退職手当、営繕宿舍費等を含む事務費）について地方負担を全廃し、併せて、国庫補助事業の事務費に対する国庫補助も全廃することにかんがみ、県営事業負担金に係る事務費部分について、市町村に負担を求めないこととする。
- ②平成22年度から実施する県営農業用河川工作物応急対策事業について、米子市皆生取水口取水施設の撤去工事費負担金を米子市に求めないこととする。
- ③平成22年度から実施する特定農業用管水路等特別対策事業について、土地改良法の規定に基づき、関係市町村から負担金を徴収する。
(負担すべき額) 工事費の100分の10に相当する額

議案第72号 土木その他の建設事業の施行に伴う市町村負担金について改正する議決の一部改正について（県土総務課）

平成22年度より、国が直轄事業負担金の業務取扱費（退職手当、営繕宿舍費等を含む事務費）について地方負担を全廃し、併せて、国庫補助事業の事務費に対する国庫補助も全廃することにかんがみ、県営事業負担金に係る事務費部分について、市町村に負担を求めないこととするものである。

議案第73号 包括外部監査契約の締結について（行政監察室）→（行政監察課）

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約の始期：平成22年4月8日

契約金額：8,900,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：山崎 安造 税理士

議案第74号 特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について（税務課）

引用法令等の失効に伴い、該当部分の一部改正を行うものである。

(概要)

- ・「農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令」に規定する県税の課税免除となる設備を新設し、又は増設する期間が満了したことに伴い、当該規定を削除する。

[公布施行]

議案第75号 鳥取県税条例の一部改正について（税務課）

平成22年度の地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

- ・ 軽油引取税、自動車取得税の暫定税率は廃止。（ただし、税率は現在の水準を維持する。）
- ・ 原油価格の異常な高騰が続いた場合、軽油引取税、自動車取得税の税率を上回る部分の課税を停止する措置を設ける。
- ・ タバコ税の税率変更（1,000本につき 1,074円→1,504円）

[平成22年4月1日施行 ほか]

議案第76号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

（給与室、教育総務課） → （人事企画課、教育総務課）

労働基準法の一部改正等を踏まえ、時間外勤務手当の支給割合及び時間外勤務代休時間に係る規定の整備を行うほか、義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直しを受け、義務教育等教員特別手当の限度額の引下げを行う等、所要の改正を行うものである。

（概要）

①労働基準法の改正等に伴う関係条例の改正

- ・ 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当について、支給割合を100分の150に引き上げる。
- ・ 月に60時間を超える時間外勤務に係る時間外勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間（時間外勤務代休時間）を指定することができる制度を新設する。

②義務教育等教員特別手当の限度額の引下げ

- ・ 現行 月額 15,900円 → 改正後 月額 11,700円

[平成22年4月1日施行]

議案第77号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

（給与室、教育総務課） → （人事企画課、教育総務課）

職員の勤務の特殊性を考慮し、特殊勤務手当の支給される職員の範囲、支給額、支給対象となる業務について所要の改正を行うものである。

（概要）

①防疫等業務手当について、支給対象となる業務として、新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護等の業務に準ずると人事委員会が認める業務を加える等、所要の改正を行う。

②海上危険業務手当の支給対象となる業務は、沿岸3マイル以遠の海域において従事したものに限らないこととする。

③家畜保健衛生業務手当の支給額及び支給対象となる業務を次のとおり改める。

- ・ 家畜保健衛生所に勤務する獣医師が、死亡畜の解剖業務及びその補助業務に従事したときに支給する手当の額を、日額1,200円（現行 600円）に引き上げる。
- ・ 畜産試験場又は中小家畜試験場に勤務する職員が、牛若しくは豚に対するワクチン接種業務又は疾病治療業務に従事したときに手当を支給することとする。
- ・ 中小家畜試験場に勤務する職員が死亡畜の解剖業務及びその補助業務に従事したときに手当を支給することとする。

④特別支援学校に勤務する教諭等に対する教員特殊業務手当について、支給される職員の範囲を見直すとともに、支給額を引き下げる。

- ・ 現行 月額 11,000円 → 改正後 月額 5,500円

[平成22年4月1日施行]

報 告 事 項

報告第1号 議会の委任による専決処分¹の報告について

(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年2月1日専決）（経済通商総室）

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金10,000円（県過失1割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成21年10月2日、経済通商総室の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 工事請負契約（県立米子工業高等学校改築工事（建築B・D工区））の締結についての議決の一部変更について（平成22年2月1日専決）（教育環境課）

支持地盤の変動による杭長の精算に伴って、請負代金額の変更を行うものである。

（変更内容）

・契約金額：現行 1,325,100,000円 → 変更後 1,325,718,450円

(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年2月1日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(4) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成22年2月1日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成22年2月2日専決）（県土総務課）

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金157,342円（県過失9割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成21年11月26日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、脇道より右折した際、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の小型貨物自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。